

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

子育て世帯の生活を支援するために一時金を一括して支給します。

いくら、もらえるの？（給付金額）

- 対象児童1人につき10万円です。

うちの子は、対象になるの？（対象児童）

- 次の①～③のいずれかに該当する児童が対象となります。

①令和3年9月分の児童手当支給対象の児童

②9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童

※保護者の所得が児童手当の支給対象となる金額と同等未満の場合となります。

※高等学校等に在籍していることは要件ではありません。ただし、婚姻している場合は対象外となります。

③令和3年10月1日～令和4年3月31日に生まれた児童手当の支給対象児童（新生児）

だれが、もらえるの？（支給対象者）

- 上記に記載のある児童の保護者のうち、生計を維持する程度（収入）の高い者に支給します。（児童手当受給者もしくはそれに準ずる対象者）

どうしたら、もらえるの？（申請）

- 上記に記載のある児童の保護者のうち、赤村及び所属庁から令和3年9月分の児童手当を受給している保護者については原則申請不要です。児童手当を受給している口座に「プッシュ型」による支給を行います。

申請不要の支給対象者へは12月10日及び16日にお知らせ文を発送しています。

令和3年9月30日時点で高校生の児童の保護者などは申請が必要となります。

申請期限は令和4年3月31日になります。申請が必要な保護者へは令和4年1月上旬に通知書、申請書をお送りします。遅れずに申請してください。

いつ、もらえるの？（支給時期）

- 「プッシュ型」による支給は12月27日に支給します。

申請が必要な支給対象者へは令和4年1月から順次支給を開始します。

支給日は毎月12日、27日（平日でないときは直近前後の平日）になります。

お問い合わせは…赤村役場 住民課 福祉環境係

「子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」窓口

電話 62-3000（内線210）

「子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）」に関する【振り込め詐欺】や【個人情報の搾取】にご注意ください。

ご自宅や職場などに赤村から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに赤村の窓口又は田川警察署にご連絡ください。